

## 第4回 大分市自治基本条例検討委員会 議事録

◆ 日 時 平成20年11月14日(金) 10:00~11:20

◆ 場 所 大分市役所 本庁舎8階大会議室

◆ 出席者

### 【委員】

宇野 稔、島岡 成治、大津留 祐子、小原 美穂、園田 敦子、  
川辺 正行、中村 喜枝子、竹内 小代美、葛西 満里子、  
永岡 昭代、古岡 孝信、竹本 和彦、近藤 忠志、廣次 忠彦、  
日小田 良二、指原 健一、足立 義弘、仲道 俊寿、井手口 良一、  
藤沢 達夫、衛藤 三男、小林 知典、小出 祐二、神矢 壽久 の各委員(計24名)

### 【事務局】

企画課課長佐藤 浩、同参事薬師寺和美、  
同主査宮下裕二、同主査平松禎行、同主査甲斐章弘、(計5名)

### 【プロジェクトチーム】

(企画課課長佐藤 浩)、(同参事薬師寺和美)、総務課法制室主任河越 隆、  
同情報公開室主査岡村吉宏、広聴広報課主任樋口文昭、財政課主任佐藤愛彦、  
市民協働推進課参事奈須寿郎、議会事務局議事課政策調査室次長岡本隆憲、  
選挙管理委員会事務局主査三浦憲二、監査事務局主幹宮村広幸  
(統括者・副統括者除く 計8名)

◆ 次 第

1. 委員長あいさつ

2. 議 事

(1)議会基本条例の検討状況の報告について

(2)アンケートの実施について

(3)その他

・第5回検討委員会の開催等について 他

## <第4回 大分市自治基本条例検討委員会>

事務局	<p>おはようございます。</p> <p>企画課参事の薬師寺でございます。</p> <p>本日は、お忙しいなかご出席いただきまして、まことにありがとうございます。若干遅れている委員さんがいらっしゃいますが、定刻になりましたので、ただいまより第4回大分市自治基本条例検討委員会を開催いたします。</p> <p>本日は、第3回の検討委員会におきまして、委員の皆様からご要望がありましたことから、現在、検討が進められております、議会基本条例の検討状況と条例案の骨子につきましてご説明をいただくこととしております。</p> <p>議会基本条例につきましては、現在、大分市議会議員政策研究会で検討が進められております。政策研究会には田島議員さんを会長とする役員会、さらに長田議員さんを座長、本委員会委員の日小田議員さんを副座長とする推進チームが組織されております。本来ですと長田座長さんに講師をお願いするところでございますけれども、本日は、広域連合の用務が入っているとのことで、推進チームの副座長の立場であります日小田議員さんからご説明いただくこととしております。その他の議題などを含めまして、全体で2時間程度を予定しておりますのでよろしくお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議事に入ります前に宇野委員長さんにごあいさつをお願いいたします。</p>
委員長	<p>皆さんおはようございます。</p> <p>大変お忙しいなか、万障繰り合わせていただきましてまことにありがとうございます。</p> <p>二巡目の大分国体も成功裏に終了いたしまして、市役所の皆さん大変お疲れであったと思います。</p> <p>いささか時間も空きましたが、そういった非常事態であったということで、第4回目が今日に至ったわけでございます。</p> <p>今日は、今、参事さんのほうからご紹介がありましたような内容で議事を進めてまいりたいと思います。</p> <p>貴重な時間を最大限有効に使っていくべく、司会進行させていただきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。</p>
事務局	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、これより早速議事に入らせていただきますが、検討委員会設置要綱に基づきまして、宇野委員長さんに議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>はい。それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>お手許の次第に従いまして、まず議事（1）の「議会基本条例の検討状況の報告について」でございますが、先ほど事務局のほうからもお話がございましたように、本日は日小田議員さんからご説明をいただきたいと思っております。</p> <p>なお、議会基本条例につきましては、議会内部の役員会や推進チームでの</p>

日小田議員

検討に加え、市民意見交換なども開催するなかで検討が進められておりますことから、本委員会では条例の内容についての議論をするということは、その趣旨に馴染まないと考えられるわけでございます。

今回は、検討の手法や経過、条例案の骨子など条例の制定に対する大きな考え方をご説明いただき、今後の我々本検討委員会の参考にしていただきたいと考えております。

そういうことでよろしくお願い申し上げたいと思います。

日小田議員さん、大変恐縮でございますがよろしく願いいたします。

おはようございます。

今ご紹介いただきましたが、推進チームのほうで副座長をしております日小田と申します。

当検討委員会というのは、(本委員会のメンバーでもある)河越議員さん、仲道議員さんが推進チームのメンバーとして参加をさせていただいておりますので、あわせてよろしく願いいたします。

説明に入る前に、議会基本条例制定の背景といいますか、なぜ今このような取組をしているのかということ若干説明させていただきたいと思えます。

全国的にもまだ少ないのですが、地方議会改革という流れのなかでそういった動きが顕著になりつつあるということで、若干の説明をさせていただきたいと思えます。

なぜ今、全国自治体の議会で、議会基本条例の制定が盛んになってきたかといいますと、2000年施行の地方分権一括法によって、国と地方は対等・協力の関係となり、自治体を国の下部機関とみなす機関委任事務制度が撤廃されたため、議会の権限と責任も大幅に拡大されたことが最大の要因となっております。

この機関委任事務の廃止の意味は、明治時代から続いた中央政権国家から地方分権国家へと変革をもたらす、画期的なものであるわけでございます。国の地方自治体に対する指揮監督権の解消や省庁の通達制度が全廃されたことにより、自治体は法令自主解釈権を獲得したということになっております。これまでの、国と地方自治体の関係が上下主従から対等協力の関係へと転換をし、自己決定・自己責任において自治体を経営していかねばならなくなったわけでございます。

一方、自己責任の拡大とともに、自治体の長(市長)は、これまでと段違いに大きな権限と財源を掌握することになります。首長とともに住民の直接選挙で選ばれる議員で構成する議会は、二元代表制の一翼を担っていますが、実際には首長、執行部の追認機関に過ぎない場合が多かったことも事実であります。地方分権が進展するなかで、議会の権能強化が強く叫ばれており、二元代表制による自治体運営の真価が問われています。市民の代表機関として、議会が長と大きく異なる特徴は、議会が合議体であるということであり、自治体議会は多様な民意を表現・代弁することができ、その上で議会は長に対し監視・評価・修正・代案等の提示などの機能を果たすことが期待されております。憲法93条には、自治体の議員と長の双方の直接公選制を

定めており、議会と長に相互牽制と常に緊張感のある関係を維持しつつ、協力して自治体運営にあたる責任を求めています。以上がこれまでの背景といえますか、議会基本条例制定の背景というふうに捉えていただければいいと思います。

具体的にこういった地方分権一括法の施行に伴い、地方自治法も随時改正されるということで、皆さんのお手許に「地方自治法の主な改正経過等の概要」というのが届いていると思うのですが、少し説明させていただきます。

1 ページ目の平成 11 年、これは地方分権一括法の改正によるものですが、(1) に、議員定数ということで、人口域による法定定数の選定がこのときに法改正がされたということでもあります。ですから、この範囲内で各自治体が条例で定数を定めるということでもあります。それから(2)(3)ですが、議員提案や修正案を提出する場合の賛成者の人数要件の緩和ということで、これまでは8分の1であったのを12分の1に緩和されたということです。それから、一番下の平成12年、地方分権一括法の施行に伴って、(1) 地方公共団体の公益に関する事件についての意見書の国会提出が可能になったということ。それから次のページの平成16年の(1)に書いていますが、議会の定例会の回数制限を廃止し、条例で定める回数を召集する。このようになっていきます。それから、一番下の平成18年(1)、調査のために専門的事項に係る調査を学識経験者を有する者等にさせることができるということ。それから(2)に、臨時会の招集を議長に付与する。これまでは、議長に召集権がありませんでしたので、当然定例会も市長が召集をし、臨時会も市長が召集しておりましたが、法改正によって臨時会の招集については議長が召集できるようになったということでもあります。それから、次のページの(3) 常任委員会への所属制限の撤廃、(7) 議会事務局の役割を「庶務」から「事務」に改めたということでもあります。それから(8)、長の専決処分について、緊急性の要件の明確化ということで、専決処分に対する区分の考え方が変わってきたということでもあります。それから一番下ですが、平成20年(1)、会派代表者会議や全員協議会等、法律上の議会活動として明確化ということになっております。(2)ですが、報酬の名称を議員報酬に改めるということで、これは今年改正されたということでもあります。特に議会活動の範囲とこのを明確化したということと、報酬を議員報酬に改めるということで特別地方公務員という形の位置づけの中で非常勤ということもあって、自治委員さんの報酬と位置づけが同じであったのを改めて議会・議員の報酬に改めたということでもあります。これが主な地方自治法の改正の内容でありますので、またご一読していただきたいと思います。

もうひとつ大事なことは、冒頭に言いましたように2000年施行の地方分権一括法の絡みのなかで、分権改革の流れがどうなっているかということでもあります。これについては、第一次地方分権改革というのが1995年から2001年までの間、行われてきたということでもあります。1995年に地方分権推進法が制定をされました。その後4年後ですから1999年に地方分権一括法が制定をされ、翌年の2000年に施行されたということになっております。それから10年の経過を経て、来年からということになりますが、2009年から2010年にかけて、第二次地方分権改革が今行わ

れようとしております。既に今年の5月に第一次勧告が出されております。その内容のなかに、第1章に国と地方の役割分担の基本的考え方ということが示されておまして、その(1)のなかに、地方が主役の国づくりに向けた今次分権改革の理念と課題というのがあって、大きな項目として改めて地方政府という言葉が出てきております。地方政府の確立のための権限委譲、完全自治体の実現、行政の総合性の確保、地方活性化、自治を担う能力の向上、こういうことが冒頭に謳われております。これが5月に出た第一次勧告の中身であります。非常に膨大な内容ですので、できればインターネットに出ていますので見ていただければと思います。

それから、第二次勧告ということで、既にインターネットには出ておりましたので、その内容を見ますと、第6章に地方公共団体の行政体制の整備・確立という記載があります。一つ目に基本的考え方、二つ目に行政改革等の推進、三つ目に市町村合併と広域行政の推進、四つ目に地方議会の活性化、五つ目に住民参加の拡大と多様化、六つ目に公正の確保と透明性の向上、七つ目に首長の多選の見直しというのが具体的に第二次勧告の中に出ております。

今後の予定ですが、第三次勧告が来年の1月に出る予定になっております。そして、新たに新分権一括法というのが来年の通常国会に提出をされる。これが第二次地方分権改革の始まりというふうに思っていたらよいのではないかと思います。以上が今の大きな流れというふうに理解をしていただければと思います。

それでは、具体的な話をさせていただきたいと思いますが、最初に全国の議会基本条例の制定状況についてということで、別紙の1枚紙を見ていただきたいと思います。

「議会基本条例を制定した地方議会」ということでタイトルがございしますが、市議会が7、県議会が2、町議会が11、既に全国で20の自治体が議会基本条例を制定しています。その下に今後制定・検討中のものを掲載していますが、道・府・県でいいますと9、市では24市、町では5町、直近で調べた範囲で、合計で38の自治体が議会基本条例の制定を目指しているという状況です。

大分市議会が今度の12月に上程をするということですので、これが可決されますと中核市・政令市のなかではトップを走っているということになるのではないかと考えております。

お手許のほうに、私ども推進チームや役員会でこれまで議論をしてきましたが、その経緯と具体的な経過について別紙があると思います。「議会基本条例について 現在までの会議の開催状況等について」というものがあると思います。

2枚目からかなり詳細に日付とこれまでの政策研究会の設置から具体的に議会基本条例を検討課題に挙げて、推進チームを作ってこれまで議論してきた内容が記載されています。これを説明しますと時間がなくなりますので割愛をいたしますが、1ページのほうに概要版を載せておりますので、こちらで説明をしたいと思います。

①全体会議であります、合計4回開催をしております。議会基本条例を

テーマと決定するまでに2回開催し、3回目は北海学園大学の教授であります神原勝教授をお呼びいたしまして、全員で研修会を開いて考え方の講演をしていただきました。4回目は、議会基本条例の中間案についての検討ということで全体会としては4回開催いたしました。それから②ですが、役員会議ということで、各会派団長さんが出ているのですが、11回ほど開催をいたしました。議会基本条例をテーマと決定するまでの開催が6回、7回以降については主に推進チームの報告を受けるなかで必要な検討を行ってきたということでもあります。それから③ですが、推進チームの会議はこれまで20回ほど開催しています。1回目は座長及び副座長の選任、2回目は年間スケジュールの策定、3回～6回目については他市の基本条例の検討をしてまいりました。それから7回から11回目については議会基本条例の中間案及び市民意見交換会の開催について協議をしてまいりました。12回～20回については中間案及び市民意見交換会等を基に議会基本条例案の策定について検討を行ってまいりました。それから④についてですが、市民意見交換会の開催について、7月に市内13箇所の公民館で開催をいたしました。全議員延べ95名が参加し、市民の皆さん方の参加は429名でした。⑤番目ですが、パブリックコメントを7月1日から31日まで求めまして、残念ながら意見は0件で、宣伝がまだまだ足りなかったのかなと思っています。⑥各会派での検討ですが、推進チームがたたき台を作って役員会にはかり、役員会が各会派に持ち帰って検討していただいたということで3回ほど行っています。1回目は中間案について、2回目は市民意見交換会の市民の意見について、3回目以降は議会基本条例案の検討を行ったということでもあります。これが大まかな経過ということでもありますので、後ほど2ページ以降にて詳しくご覧になってください。

それでは、議会基本条例案の骨子について説明をさせていただきたいと思っております。

これも別紙になっていますが、「大分市議会基本条例案の骨子」というのがあると思っております。

それでは、この骨子について説明をさせていただきたいと思っております。まず、条例の構成です。前文、第1章目的から第11章最高規範性までの大きく12分野に分かれ、条文数としては22条を予定しております。まず、前文は議会基本条例を制定する経緯や決意について定めています。大きく3点に分かれており、①は住民の直接選挙で選ばれた議員により構成される議会は、日本国憲法で地方公共団体の議事機関と位置づけられ住民の代表機関、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担うこと。②は、議会は、地方分権の進展に伴い地方公共団体の権限の拡大等が行われている中で、市政の運営に関し二元代表制の一翼を担う重大な責務があること。③は、議会に係る基本的事項を定め、その責務を明らかにし、将来にわたり市民福祉の向上のために全力をあげて市民の信託に応えることを規定しています。

次に第1章の目的でございますが、市長とともに二元代表制の一翼を担う議会について、活動原則、市民及び市長との関係等の基本的事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の信託に応える議会を実現し、もって市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的とすることを定めて

います。

次に第2章ですが、議会及び議員の活動原則についてです。議会の活動原則は、議会は市民の代表機関であり、市民の信託を受けていることから、その信託に応じて活動する議会のあり方を明らかにしようとするものです。①は、市政の公共性、透明性及び信頼性を確保するため、市長等の市政運営をチェックすること。②は、市民の多様な意見を把握し、市政に反映させるため必要な政策を自ら立案し、又は市長等に提言すること等により市民と一緒にまちづくりの活動に取り組むこと。③は、市民に開かれた議会を目指し、市民への情報を公開し、説明責任を果たすこと。④は、市民に分かりやすい議会運営を行うために条例等を絶えず見直すことを規定しております。次の議員の活動原則では、具体的に議会の機能を担うのは議員であることから、議員のあるべき姿を条例の中に明らかにしようとするものです。①は、議会が合議制の機関であることを認識し、議員相互の自由な討議を尊重すること。②は、市政全般の課題と市民の多様な意見等を的確に把握し、自己の能力を高める普段の研さんに努めること。③は、市民全体の福祉の向上を目指して活動すること。④は、議会活動について、市民に対する説明責任を果たすことを規定しています。次の会派であります。皆さんに馴染みがないかもしれませんが、会派が、議会運営に重要な役割を果たしていることから、その位置づけと役割を明確にしようとするものです。①は、議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができること、②は、議会が政策立案、政策決定、政策提言等を行おうとするときは、必要に応じて合意形成に努めることを規定しています。ここまでの第2章までは主に原則を規定しているものです。

次の第3章の、市民と議会の関係から第6章の委員会の運営までは、具体的な規定となっております。

まず、第3章の市民と議会の関係についてですが、この規定は、議会は、市民の代表機関であり、市民の信託に応じて活動する議会の運営のあり方を具体的に定めております。①は、議会の透明性を高めるとともに、市民に対する説明責任を果たすため、活動に関する情報を市民へ積極的に公開すること。②は、各委員会を原則公開とすること。③は、請願及び陳情の提案者の意見を聴く機会を設けるよう努めること。④は、今年初めて議会として行いましたが市民との意見交換会の開催などにより、議会活動への市民参加の確保に努めることや、市民の意見を反映させた政策提案の拡大を図ること。⑤は、市議会だよりの発行、議会報告会の開催等により市民へ議会活動を報告するよう努めることや、市民の意見を聴取し議会運営の改善を図ることを規定しております。

次の第4章は、市長等と議会の関係についてであります。この規定は、二元代表制の下、市長等との関係のあり方とそれに基づいた議会運営を具体的に定めています。市長等との関係の基本原則は、議会が市長等の追認機関となることなく、健全な市政運営のため市長等と緊張関係を維持するなかで、市政の執行の監視及び評価を行うことや、議会自らも政策立案及び政策提言を通じて市政の発展に取り組むことを規定しています。次の一問一答による質疑応答等は、会議における議論の活性化等を目指しています。①は、現在

は、本会議での質問は一括質問となっておりますが、市政上の論点及び争点を明確にするため、質疑応答を一問一答方式でもできること。②は、市長等は、議員の質問に対し議長等の許可を経て反問できることを規定しています。次の政策等の監視及び評価は、市長から重要な政策等が提案された際の議会の対応を定めています。①は、市長が議会に対し市民生活に重要な影響を与える政策等が提案されたときは、政策等必要とする体系、検討した他の政策案等との比較検討、財源措置、将来に渡る効果及び費用等を明らかにするよう求めること。②は、議会は、市長から提示をされた情報を基に、論点・争点を明らかにし、執行後の評価に資する審議に努めることを規定しています。次の、予算又は決算における政策説明資料の作成は、市長が予算及び決算を議会に提出するときは、分かりやすい資料の作成を求めることを規定しています。

次の第5章は、自由討議による合意形成についてであります。この規定は言論の府であり、議員間の討議を通して意思決定を行う議会のあり方を具体的に定めています。①は、議会は、議案等の審議又は審査において議員相互の自由な討議により議論を尽くして合意形成に努めること。②は、議長及び委員長は、議員相互の討議が積極的に行われるように会議等を運営すること。③は、議員は、議員相互の自由な討議を通じて合意形成を図るよう努めることを規定しています。

次の第6章は、委員会の運営についてであります。この規定は、市政に係る個別の課題は、委員会で具体的に調査研究され、審査されることから、委員会のあり方を具体的に定めております。①は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を考慮し、委員会を適切に活用すること。②は、参考人制度等を活用し、市民の専門的識見等を委員会の討議に反映させるよう努めること。③は、議員と市民が自由に情報及び意見を交換する懇談会等を行うよう努めることを規定しています。

次のページですが、第7章政治倫理は、議員は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その信託に応えるため、政治倫理の向上と確立に努めることを規定しています。

次の第8章政務調査費は、政務調査費を有効に活用し、積極的に市政に関する調査研究を行うことを規定しています。

次の第9章は、議員の定数及び議員報酬についてです。この規定は法律に基づき議員の定数及び議員報酬の条例を制定していることから、その条例制定の考え方及び改定に当たって公聴会制度等を活用することを定めております。議員定数については、①は、定数は、効率的かつ能率的な議会運営の視点だけでなく、市民の代表である議会が、市民の意思を市政へ十分に反映させることが可能となるものであること。②は、定数の改定に当たっては、公聴会制度の活用等により市民の意見の聴取に努めること。③は、定数は、別の条例で定めることを規定しております。議員報酬については、①は、議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、類似する他市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映したものであること。②は、議員提案に係る議員報酬の改定に当たっては、公聴会制度の活用等により市民の意見の聴取に努



めること。③は、議員報酬は、別の条例で定めることを規定しております。

次のページですが、第10章は、議会及び議会事務局の体制整備についてであります。まず、議員政策研究会及び議会活性化推進会議設置であります。①は、議会の政策形成機能を充実させるため、議員政策研究会を置くこと。②は、議会の改革に継続的に取り組むとともに、この条例の趣旨に基づく議会運営を確保するため、議会活性化推進会議を置くこと。③は、議会は、議員政策研究会と議会活性化推進会議の充実強化を図ることを規定しています。議会基本条例は、全議員が参加するこの議員政策研究会で検討されていますので、引き続き議員の政策提言等を行うため規定したところであります。また、この条例制定後も実効性があるものとするための組織として、議会活性化推進会議を規定したところであります。次の、議員研修の充実、議会は、議員の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めることを規定しています。また、議会広報の充実、①は、市政に係る重要な情報を、議会の視点から市民に対して提供し、市民の意見等を取り上げる、その内容や対応について定期的に公表するよう努めること。②は、多様な広報手段を活用し、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう議会広報活動に努めることを規定しています。次の議会事務局体制の強化は、議会の政策立案等を補助する組織として、議長は議会事務局の体制強化に努めること。議会図書室は、議員の調査研究に資するために設置する議会図書室を適正に管理、運営し、資料等の充実に努めることを定めています。

最後は、最高規範性についてであります。最高規範性は、議会基本条例が、議会の最高規範であり、議会に関する他の条例等の制定、改廃に当たっては、この条例の趣旨を尊重することを規定し、議会及び議員の責務は、①は、議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会の運営し、市民の信託に応えること。②は、議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに研修を行うことを規定しています。

大変長くなりましたが以上で説明を終わらせていただきたいと思います。

委員長

どうもありがとうございました。

今、日小田議員さんから大分市議会基本条例の制定にあたりまして、その手法やその内容である条例案の骨子についてご説明をいただいたところでございます。

委員の皆様方のほうから、手法や経過、条例案の骨子につきまして、ご質問がありましたら出していただければと思います。

冒頭にも申しましたが、この条例案の中身についてここで検討する場ではございませんので、その内容についてのご議論・ご質問は控えていただければと思います。是非を問うような議論は避けていただければと思います。

委員

非常に参考になる意見を聞かせていただいてありがとうございました。

少し分かりにくいところが、我々がつくる基本条例と議会基本条例の違いについて、今まで研究してきた中で参考意見があれば、教えてください。なければよいですが。今から自分たちがつくろうとする案に対して、議会側の

<p>日小田議員</p>	<p>案との中でこんなことをしたほうがよいということがあれば教えてください。</p> <p>参考になるかどうか分かりませんが、まだ推進チームというのは解散していませんが、条例が制定されれば一応推進チームは解散をします。</p> <p>政策研究会はそのまま残りまして、条例の実効性あるものとして、議会活性化推進会議というものを設けるようになっていきますから、たぶんこの中で議論されるようになってくると思うのですが、自治基本条例という考え方というのは、行政基本条例と議会基本条例がそれぞれあって、それを総合して自治基本条例というものになっていくと思っています。</p> <p>ですから、行政基本条例の考え方をこの中（検討委員会）で議論をしていくことになるのだと思いますから、それに位置づけとか具体的なものについてはこれからの議論展開になるのかなと思っています。ただ、議会は議会の主体性を持って条例化をしていく、併せて行政基本条例はこの中で議論をしていながら、最終的には行政基本条例と議会基本条例を併せて自治基本条例という形に持っていかなざるを得ないのかなと、現行の状況では思っています。中身については、いろんな先生方に聞きますと、具体的な中身については、やはりいろんな考え方があるみたいでして、大分は大分方式の考え方でよいのではないかなと思っていますので、できるだけ皆さんで疑問点などを出し合って、議会と行政基本条例との関係をどういうふうに位置づけていくかということをして是非議論をしていただければと思っていますし、12月にこの議会基本条例が制定されれば、この中身についてこの場でも議論できやすくなるのではないかなと思っています。</p>
<p>委員長</p>	<p>他にございませんでしょうか。</p> <p>特にないようでしたら、議事の（1）はこれにて終了ということにさせていただきますと思いますがよろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>日小田議員さん、大変ありがとうございました。</p> <p>それでは次に進みたいと思います。議事の（2）アンケートの実施でございます。事務局の方からご説明いただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>企画課長の佐藤です。</p> <p>お手許に「今後の大分市自治基本条例の検討にあたり必要と思われる事項のアンケートについて」という資料をお配りしております。それをご覧になってください。自治基本条例検討委員会につきましては本日で4回目ということで、1回目に事務局の方から基本条例の趣旨等についてご説明させていただきました。2回目には講師の方を招いて勉強会も開催しまして、3回目には大分市の現状ということで説明をさせていただきました。本日は、現在の大分市議会基本条例の検討状況についてご説明いただいたところでございます。</p> <p>それで、今後の検討委員会の進め方を検討するにあたりまして、今、お手許にお配りしておりますアンケートという形にしておりますが、事務局の方といたしましては委員の皆様方から、今後、自治基本条例の検討に必要と思</p>

	<p>われる事項を、アンケート形式でお尋ねいたしまして、それを集約して今後の検討の参考にさせていただきたいと考えております。</p> <p>この資料の2つ目の項目に「記入について」、として書いておりますが、記入する内容につきましては、検討に必要と思われる項目とそれについての簡単なコメントを記していただければありがたいと思っております。先ほど申し上げましたとおり、項目につきましては今後の検討の参考にさせていただきたいということでございますので、本当に自由にご記入いただければと思います。基本的には何でも結構です。3枚目をご覧ください、一応、事務局の方で記入例ということで掲載しておりますが、そこに項目を書いていただいて、あと簡単なコメントをつけていただくという形で記入例を示しております。こういった記入例ですとか、今までの、例えば3回目の検討委員会の時にお渡しした資料とか、他都市の条例を分類した項目とかを整理させていただいたと思いますが、こうしたものも参考にしながら、こういったものを今後検討したら良いかな、というようなところをぜひご意見をお伺いしたいと考えております。</p> <p>恐れ入りますが、12月の15日頃までに、お手許の返信用封筒にて回答をいただければと考えております。紙ベースでお渡しをしておりますが、必要がある方はファイルでもご提供できますので、お申し出をお願いしたいと思います。次回の検討委員会の場で、ある程度集約できればお示しして、今後の方向についてご意見をいただきたいと思いますと考えております。</p> <p>以上でございます。</p>
委員長	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局からのご説明を伺いましたけれども、内容につきましてご質問・ご意見等ございましたらいただきたいと思います。よろしく願いたします。</p>
委員	<p>アンケートについて質問ですが、委員の名前を書いて出した後に、次の委員会で開示するときには、誰が何を書いているか分かるのですか。</p>
事務局	<p>名前を書くかどうかについては、事務局でも悩んだのですが、アンケートに委員の方の名前を記載していただくのは、事務局から中身について確認をさせていただくときの連絡先ということで記載していただくと思っています。次回集約した形でお示しができれば、そのときにはお名前は伏せようと考えています。この点につきましても、委員の皆様のご意見をいただきたいと思います。事務局といたしましては、基本的には連絡用にお名前をいただくということで、実際の会議資料にはお名前は出さないという形で取り扱いをいたしたいと考えております。</p>
委員長	<p>いかがでございましょうか。</p>
委員	<p>アンケートと書いてあるので、もし名前が出るのであれば、きちんと自分なりに答えなければならないと思ったので。結構です。</p>

<p>委員長</p>	<p>それでは、事務局の考えは、もう少しどういう意味合いでしょうか、などの連絡を取るためのご氏名の記入ということで、会議資料として出るときには委員さんのご氏名は載せないということによろしいでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい、ではそういうことの確認をさせていただきたいと思います。 その他ございませんでしょうか。 特にないようでしたら、是非アンケートにご協力いただきたいと 思います。よろしくお願い申し上げます。 それでは、3番目のその他というところに入らせていただきたいと思いま す。事務局のほうからご説明をいただきたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい。次回第5回の検討委員会の開催日程でございますけども、第1回の 会議のときに年間のスケジュールをお示ししております。それによりますと、 次回は1月に開催をしたいと考えているのですが、少しまだ時間がございま すので、時期が近づきましたら事務局のほうから日程調整のご案内を差し上 げたいと考えております。以上でございます。</p>
<p>委員長</p>	<p>はい。開催は年が明けまして1月に第5回ということで、日程調整につき ましては、皆様にご連絡をさせていただいて、調整をさせていただくとい うことのでございました。そういう段取りでよいのでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>はい。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございました。では、この段取りで進めさせていただきます。 最後になりますが、せっかくの機会でございますので、今後の委員会の開 催等につきましてご意見等ございましたらお出しいただければと思いま すが。</p>
<p>委員</p>	<p>すみません。分からないのでお聞きしたいのですが、資料を少しずつ拝見 させていただいているうちに、前文や条文というのは大体分かるのですが、 具体的にどういうことをしなければならないのかということが見えてこ ない。 例えば、まちづくりであればまちづくりに対して主体的に考えていくのか、 また、社会的な問題、あるいは人権の問題、環境の問題などいろいろな形 あるのですが、その原版的なものなのか、このアンケートに答えをといえ ば答えられないこともないのですが、もう少し小さな項目があればなお答 えやすいのではないかと。 または、委員公募のときに書かせていただいた、大まかな論文的な形式 で答えるほうが意見が出るのではないかと。 アンケートの項目で書くのは、皆さんこれで書けるのかなと、私だけの心</p>

<p>委員長</p>	<p>配であればいいのですが。</p> <p>どうもありがとうございました。</p> <p>司会進行役をさせていただいている私の印象でございますが、前回の会議でかなりご意見をいただいたわけでございますが、かなり委員の皆様方の物の考え方に差があると、内容についてはまだ検討をしておりませんので、手法、進め方について差があると思ったわけでございます。すなわち、一方の意見として、何か具体的な文面づくりといえますか、そういったものを検討していくことにいつ着手するのでしょうかというような、きわめて現実的な対応をお考えになれる委員さんがおられ、他の一方に、まだそれは先の話であって、ひとまず大分市というのをどういうふうにするにすばらしい街にしていくなのかというような夢を語って、それをどのように実現していくのかということも議論すべきではないでしょうかというようなお話もあったと思います。</p> <p>しかし、当日ご発言なさった委員さんは、全員でもございませんで、ご発言なさらなかった委員さんも沢山おられます。そういうことからしますと、一応全員の皆様方にご意見を求めさせていただく、その中でいろんな意見が出てくるかと思しますので、そのところの集大成をしまして、さまざまな意見が出たところで、全体的には具体的に早く推進するほうが自分の思いに叶うんだということなのか、それとも、もっともって原則論・理想論を語ってから各論に入っていくというのがよいのか、その辺が少し分かりかねるものですから、全員の皆様方にご意見を求めて、それから整理をさせていただければ、今後の議論も効率的かなと、ぼちぼち本質的な議論に入っていく時期かなと思しますので、皆様方お手数かと思しますが、自由な文章でお書きいただいたらよろしいのかなというような考えでおります。ですから、こういう方向に持っていくべきだとか、すべきだとか私自身は全然思っておりません。皆様方の意を解してこういう議論を進めていくのがいいのかなということの資料作りといえますか、基礎資料としての協力をということでございます。恐らく、1月のこの委員会におきまして、どういう方向に向かっていくかという議論が始まっていくかと思っております。その前にひとまず、基礎資料として皆様にご紹介するという段取りでございますが、よろしいでしょうか。</p> <p>その他ございませんでしょうか。</p>
<p>委員</p>	<p>議会基本条例がつくられる背景が、国と地方が対等であるということなどを受けてつくることになったということですが、この基本条例をつくと何が対等に結びつくのかとか、今までとどこが違うのかが私には分かりかねる。この条例があると国が地方と対等でないことが起こったときにそれに基づいて何かものが言えるとか、あるいは、私たちが自治基本条例をつくれればそれに基づいて議会や首長に何かお願いがしたりしやすくなるとか、何が目的でこれをつくることによって何が変わるのかということがまだ私にはよく分かっていないので、教えていただけるとありがたいです。</p>

委員長	<p>今のご質問でございますが、今日は議会の日小田議員さんから手法と骨子についてお話いただきましたので、具体的な中身に入りますと、一応我々は行政の基本条例でございますので、12月議会でご審議がなされると思っておりますので。</p>
委員	<p>少し、質問の趣旨と違うと思うのですが、中身のことを言っているわけではありませんので。</p>
委員長	<p>ただ、目的も中身になりますので。</p>
委員	<p>それをつくることで、どのような事が起こるのかということで、内容が良い悪いとか内容を検討してということではなくて、自治基本条例をつくること自体がどのような意味を持つかということを知りたいのです。  つくってそれがどのように機能していくことを目的としているのかということなのですが。議員条例に限らず。</p>
委員長	<p>私としましては、12月議会が終わりまして、議会で完全に議論が終わって、条例が可決された後では、いろんな質問が出しやすいのかと思えますけど、やはり、二元制で行っていますので、議会の審議が始まっていないところでございますので。</p>
委員	<p>委員長は、議会にとられるようですが、私の質問は自治基本条例をつくることで、どのようなことが変化するのかということに置き換えたほうがいいかもしれません。分かっていないと何をして良いのかが分かりにくいので。</p>
委員長	<p>そうですね。それは今回お願いするアンケートの中で出てくるのではないのでしょうか。</p>
委員	<p>そういうことも、私たちがこのように使いたいというような言葉で考えるわけですか。</p>
委員長	<p>もちろんでございます。原点からの出発で結構でございます。</p>
委員	<p>では、議員さん方もご自分達がつくられたことで、どのように変わるかを12月議会が終わった後、ご説明いただければありがたいと思います。</p>
委員長	<p>そうですね。そのときはまたお話いただけたと思います。  少し時期が今は微妙ですので。今回のお願いをするときに、非常に微妙な時期なのでということで、そういうふうに配慮させていただきますという約束のもとに今回お願いをしておりますので。すみませんが。</p>
委員	<p>委員長のご説明で、時期（12月議会後）もそれで結構です。</p>

委員長	ありがとうございます。他にございませんか。
委員	<p>今の委員のご質問に少し係るのですが、地方分権一括法という法律の中で大事な点が二つあります。一つは今までが一元信託制であった、我々は持っている主権を国会議員に対して信託をしていましたが、地方分権一括法以降は、国に係ることは国会議員、地方に係ることは地方自治体へ分けて信託をするようになりました。今私が分けて二つの信託といたしましたが、これと二元代表制とは意味が違います。二元代表制というのは地方の中の自治体の中で、国は我々は国会議員しか選びません。長は選びません。地方自治体の場合は、長と議員の両方を選びます。これが二元代表制です。</p> <p>もうひとつの大きな変化は、もし国がつくった法律と地方がつくった条例の間に考え方の違いがでてきたら、争えるようになりました。今まではこれができるませんでした。機関委任事務というものがありますから、国の法律にはすべて絶対従わなければならなかったのですが、これからは、我々は自分たちの考え方でまちづくりをするときに、法律のほうがおかしいと思えば、例えば憲法論議をその中ですることでもできるようになりました。この二つが大きく変わったところだと思います。ですから、今、議会基本条例も自治基本条例もつくろうという気運が生まれてきたわけです。</p>
委員長	<p>他にございませんでしょうか。では、なければアンケートにご協力をいただくということで、よろしく願い申し上げたいと思います。</p> <p>第5回目の開催は、先ほど申しましたように日程調整をさせていただきたいと思っております。是非ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、事務局のほうにお返しします。</p>
事務局	<p>委員長さんどうもありがとうございました。</p> <p>次回の開催につきましては、先ほどお話がございましたように、事務局のほうから調整をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。本日は大変ありがとうございました。ご苦労様でございました。</p>